

# with

NO.324

令和8年9月発行

いっしょに



「カマス」 株式会社かねや 高野萌菜 画

## 目次

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ■小田原税務署・新署長着任のご挨拶         | 2ページ     |
| ■新旧幹部職員名簿・幹部職員プロフィール      | 3～4ページ   |
| ■通常総会の内容                  | 5ページ     |
| ■新会員紹介コーナー・事業活動スケジュール     | 6ページ     |
| ■間違い探し・パズル                | 7ページ     |
| ■反面調査の着眼点                 | 8ページ     |
| ■年収の壁                     | 9ページ     |
| ■国税庁新システム「KSK2」が本格スタート    | 10ページ    |
| ■難局を拓く名言・克己心              | 11ページ    |
| ■むしの話 その4 ヒメオオクワガタ        | 12～13ページ |
| ■小田原労働基準監督署からのお知らせ        | 14ページ    |
| ■小田原県税事務所・日本政策金融公庫からのお知らせ | 15ページ    |
| ■ふれあい いんぷおめーしょん           | 16ページ    |

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



<http://www.odawara-hojinkai.com>

## 着任のごあいさつ

小田原税務署長  
福田 司



初秋の候、公益社団法人小田原法人会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。本年7月の定期人事異動により、秋田県の本荘税務署から転任してまいりました福田でございます。13年ぶりの小田原署勤務となり喜びもひとしおです。よろしくお願い申し上げます。

神戸会長をはじめ、公益社団法人小田原法人会の皆様方には、平素より税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会の活動につきましては、税に関する各種説明会の開催、様々な広報活動の実施、租税教室の開催など、地域に密着した様々な活動に取り組まれています。また、20年以上続けられている、身近な税の使いみちをテーマにした「小学生の税の写真展」は、他に類を見ない特色ある事業をされているとも伺っております。このような地域に根差した事業活動を通じて正しい税知識の普及と納税道義の高揚に貢献していただいております貴会の皆様のご尽力に深く敬意を表する次第でございます。

近年、急速に変化する国内外の厳しい社会情勢の中で、企業経営に腐心されつつも、法人会活動に熱意を持って取り組んでおられる皆様のご尽力に対しまして、あらためて敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

さて、国税当局においては、あらゆる手続が税

務署に行かずにできる社会を目指して、税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の更なる推進に取り組んでおります。普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツールから簡単便利に手続を行うことができる環境の整備が進められておりますので、ALL e-Taxやキャッシュレス納付のご利用をお願いします。

また、令和8事務年度も引き続き納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に力を入れ取り組むこととしています。キャッシュレス納付方法の内、「自動ダイレクト」では所得税徴収高計算書の提出と納付手続きを同時に行うことができることから、ますます便利になっておりますので、積極的なご利用をお願い申し上げます。

私どもの取組が円滑に定着するためには、何よりも法人会の皆様方のご理解・ご支援が必要不可欠であり、皆様との連携・協調関係をこれまで以上に緊密にしていく必要があると考えております。

小田原法人会の皆様におかれましても、引き続き、税務行政の良き理解者として温かいお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人小田原法人会の益々の御発展と、会員の皆様方のご健勝、事業の更なるご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

入って良かった！ 法人会を目指します

## 会員増強運動

様々な経営者との交流で、  
良き経営者を目指す！



## 実施中！

税の正しい知識を  
身につける！



未加入のお取引先・お知り合いの方がおられましたら、  
入会をお勧めください。

# 令和8事務年度 小田原税務署 新旧幹部職員名簿

| 役 職       | 新 任                     |              |                         |       | 前 任                     |       |              |         |
|-----------|-------------------------|--------------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|--------------|---------|
|           | 氏 名                     | 前 職          |                         |       | 氏 名                     | 異動内容  |              |         |
| 署 長       | ふく だ つかき<br>福 田 司       | 本 荘<br>(仙台局) | 署 長                     |       | えやなぎ まこと<br>繪 柳 誠       |       | 退 職          |         |
| 副 署 長     | いしまる たつや<br>石 丸 竜 也     | 厚 木          | 特 官<br>(法 人)            | 指定特官  | まつなが えいじ<br>松 永 栄 治     | 東 京 局 | 税 相          | 主任相談官   |
| 特 官 (法 人) | いながき たかゆき<br>稲 垣 貴 之    | 横 浜 南        | 特 官<br>(法 人)            | 指定特官  | さかがみ みちあき<br>坂 上 道 明    | 藤 沢   | 総 務          | 国税指導官   |
| 総 務 課 長   | おざわ のぶひこ<br>小 澤 信 彦     | 東 京 局        | 課 一 訟 務                 | 総括主査  | かなお だいすけ<br>金 尾 大 輔     | 横 浜 中 | 総 務          | 課 長     |
| 管 運 統 括   | おりの じゅんじ<br>折 野 順 二     |              | (留 任)                   |       | おりの じゅんじ<br>折 野 順 二     |       | (留 任)        |         |
| 徴 収 1 統 括 | いなもり こうたろう<br>稲 森 耕 太 郎 |              | (留 任)                   |       | いなもり こうたろう<br>稲 森 耕 太 郎 |       | (留 任)        |         |
| 徴 収 2 統 括 | やりた かよこ<br>鎗 田 香 代 子    | 小 田 原        | 徴 収 1                   | 総括上席  | かわざし あきお<br>川 岸 明 男     | 相 模 原 | 徴 収          | 上 席     |
| 個 人 1 統 括 | まきはら じゅん<br>榎 原 淳       | 東 京 局        | 総 務                     | 税 専 官 | こ 児 ざくら まなぶ<br>こ 児 櫻 学  | 藤 沢   | 特 官<br>(個 人) | 特 官     |
| 個 人 2 統 括 | よしだ かずひろ<br>吉 田 和 広     | 東 京 局        | 情 シ ス                   | 主任分析官 | かわしま ひろこ<br>川 島 浩 子     | 鶴 見   | 個 人          | 上 席     |
| 個 人 3 統 括 | わたなべ ひろし<br>渡 辺 博 司     |              | (留 任)                   |       | わたなべ ひろし<br>渡 辺 博 司     |       | (留 任)        |         |
| 資 産 統 括   | つねひろ けんすけ<br>經 廣 賢 介    | 東 京 局        | 企 画<br>(業務センター<br>平塚分室) | 主任管理官 | おがた まゆこ<br>緒 方 麻 友 子    | 横 須 賀 | 資 産 1        | 統 括 官   |
| 法 人 1 統 括 | たじま たかし<br>田 島 孝 史      | 麻 布          | 法 人 5                   | 統 括 官 | いのうえ あきこ<br>井 上 章 子     | 神 奈 川 | 法 人 1        | 統 括 官   |
| 法 人 2 統 括 | いしかわ まゆみ<br>石 川 真 弓     |              | (留 任)                   |       | いしかわ まゆみ<br>石 川 真 弓     |       | (留 任)        |         |
| 法 人 3 統 括 | の もと ひろゆき<br>野 本 寛 之    |              | (留 任)                   |       | の もと ひろゆき<br>野 本 寛 之    |       | (留 任)        |         |
| 法 人 連 調 官 |                         |              |                         |       | ひがしなか ともあき<br>東 中 智 亮   | 横 浜 南 | 法 人 1        | 連 調 官   |
| 課 長 補 佐   | おおむら ともこ<br>大 村 知 子     |              | (留 任)                   |       | おおむら ともこ<br>大 村 知 子     |       | (留 任)        |         |
| 総 務 係 長   | こすぎ たくろう<br>小 杉 拓 郎     |              | (留 任)                   |       | こすぎ たくろう<br>小 杉 拓 郎     |       | (留 任)        |         |
| 会 計 係 長   | もり 大 のり<br>森 大 のり       | 東 京 局        | 徴 収 機 動                 | 徴 収 官 | い そ べ 部 りょう<br>磯 部 遼    | 蒲 田   | 総 務          | 会 計 係 長 |

# 小田原税務署 幹部職員プロフィール

## 署長 ふくだ つかさ 福田 司

出身地／北海道小樽市  
前任＝仙台国税局  
本荘税務署  
(秋田県由利本荘市)



## 副署長 いしまる たつや 石丸 竜也

出身地／大分県大分市  
厚木税務署  
特別国税調査官  
(法人税担当)

平成26事務年度に「個人課税1統括」として勤務していました。想い出深い小田原署に戻ってこられて、嬉しい限りです。

職歴は「個人」のみならず、国税局の会計課、署の総合調査担当などいろいろな経験してきました。

孔子曰く「天才は努力する者に勝てず、努力する者は楽しむ者に勝てない」ということで、楽しんで仕事しましょうと、職員にも呼び掛けています。

円滑な税務行政の実現には、法人会の皆さまのご理解・ご支援が必要不可欠であります。59歳になる年ですが、明るく元気に、皆さまとの連携・協調を緊密にしていきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

小田原署副署長1年目になります。出身事務系統は「法人」で、主に調査事務に従事していました。この度の異動で北条5代や東海道小田原宿など歴史深い小田原の地で勤務できることを嬉しく思っております。

法人会の皆様とより良い協力関係を築きながら信頼される税務行政に務めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 上席調査官 (源泉所得税担当)

やまぐち こう  
山口 豪

出身地／  
神奈川県伊勢原市  
留任



## 調査官 (法人税審理担当)

やすみや まさと  
安宮 雅人

出身地／  
大阪府泉南郡  
留任

小田原署2年目になります。源泉所得税の納税等は、簡単便利なキャッシュレス納付(ダイレクト納付・インターネットバンキング等)のご利用をお願いします。

## 法人課税第一部門統括官

たじま たかし  
田島 孝史

出身地／埼玉県さいたま市  
麻布税務署  
法人課税第五部門 統括官

小田原署は初めての勤務となります。山、川、海と恵まれた自然環境を生かした幅広い産業がある場所で勤務できることを嬉しく思っております。初めて法人会の担当となるため、会員様の意見に耳を傾けながら様々な活動等に取り組みたいと思います。よろしく願いいたします。

小田原署2年目になります。小田原法人会の皆様のお役にたてるよう引き続き会の活動に取り組んで参りたいと思いますので、本年もどうかよろしく願いいたします。

# 第14回通常総会並びに 「小川沙織氏トークショー」

6月15日（月）湯本富士屋ホテル



小川沙織さん（写真右）



第1部は、歌舞伎役者で俳優の中村獅童さんの妻、小川沙織さんをお招きしてトークショーを開催。梨園の妻としての日々とお子さんの成長や歌舞伎役者として初舞台を迎えられるまでのエピソードを語っていただきました。

第2部の通常総会は、会員130余名が出席するとともに、来賓として繪柳小田原税務署長、宮崎小田原県税事務所長をはじめ、両機関幹部の皆さまにもご臨席を賜り、開催されました。

議長は定款に基づき神戸会長が務め、上程された全議案は、いずれも異議なく承認されました。

【第1号議案】  
令和7年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

【第2号議案】  
役員の新規選任の件

★退任理事

富士屋ホテル 長澤一嘉氏



議事終了後、会員増強に尽力された役員14名、受託保険会社社員12名、福利厚生制度の推進に尽力された8名に対して表彰式が行われ、神戸会長より感謝状と記念品が手渡されました。

会員増強表彰  
銀賞 下田悦基氏



★後任理事  
富士屋ホテル 大石泰生氏



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～  
かながわの中小企業を  
応援します



LINE  
友だち  
募集中



随時ご相談をお受けしています  
小田原支店 TEL: 0465(23)0138

# 新会員紹介コーナー

令和8年4月3日～令和8年7月14日（敬称略）  
※新入会員 11 社の内、情報公開に同意された7社を掲載しております。

## ★小田原支部

|            |      |         |               |              |
|------------|------|---------|---------------|--------------|
| (株)R i t z | 井上裕翔 | パーソナルジム | 小田原市城山 1-4-19 |              |
| (株)K R S   | 谷口賢次 | 設備業     | 小田原市寿町 4-19-2 | 0465-34-6832 |
| 松浦建設(株)    | 松浦秀和 | 総合建設業   | 小田原市新屋 82-1   | 0465-36-2701 |

## ★川東支部

|                    |      |         |                 |              |
|--------------------|------|---------|-----------------|--------------|
| (有)新建装             | 新井次彦 | 建築塗装、防水 | 小田原市南鴨宮 1-8-6   | 0465-48-7388 |
| (株)スマイルスターコーポレーション | 坂田 宏 | 飲食業     | 小田原市酒匂 5-6-4    | 0465-46-9615 |
| (株)キューゼン           | 宮内克行 | 建設業     | 小田原市国府津 2268-10 | 0465-46-7377 |

## ★足柄支部

|        |       |      |             |              |
|--------|-------|------|-------------|--------------|
| (株)あゆみ | 久保田嶽夫 | 訪問介護 | 開成町宮台 184-3 | 0465-83-8501 |
|--------|-------|------|-------------|--------------|

# 今後の事業活動スケジュール〈令和8年9月～令和8年10月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

| 日 時 |        |             | 内 容                                      | 会 場                |
|-----|--------|-------------|------------------------------------------|--------------------|
| 9月  | 28日（月） | 14：00～16：30 | 決算法人説明会（9月決算法人対象）                        | 小田原税務署             |
|     | 30日（水） | 14：00～15：30 | 女性部会主催「オープンセミナー」<br>無理なく楽しくできる食品ロス削減の取組み | おだわら市民交流センター UMECO |
| 10月 | 23日（金） | 14：00～16：30 | 決算法人説明会（10月決算法人対象）                       | 小田原税務署             |
|     | 26日（月） | 14：00～16：30 | 新設法人説明会                                  | 小田原税務署             |
| 11月 | 4日（水）  | 13：30～16：30 | 年末調整説明会                                  | おだわら市民交流センター UMECO |
|     | 10日（火） |             |                                          |                    |
|     | 7日（土）  | 10：00～20：00 | 小学生の税の写真展                                | ダイナシティ             |
|     | 8日（日）  |             |                                          |                    |

※決算法人説明会／新設法人説明会に参加希望の方は、小田原法人会HPからお申込みください。

## 消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。(※4)

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ★ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額に於いて中間申告・納付が必要となります。

| 直前の課税期間の<br>確定消費税額(※3) | 申告・納付回数                |
|------------------------|------------------------|
| 4,800万円超               | 年12回(確定申告1回、中間申告11回)   |
| 400万円超4,800万円以下        | 年4回(確定申告1回、中間申告3回)     |
| 48万円超400万円以下           | 年2回(確定申告1回、中間申告1回)     |
| 48万円以下                 | 年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5) |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



## 7つの間違い探し

\*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。  
見つかりますかな？（答えは9頁にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。

現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

パズル・

四字熟語

### 【問題】

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。

すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。 なんだかわかりますか？

① 百② 繚乱  
一石二②  
威② 堂々  
② 下水人

② 一② 一憂  
千景万②  
自己② 足  
八② 六臂

（答えは9頁にあります）

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。

パズルASP「e-数独」をBtoB向けにリリース。

消費税について虚偽の申告により不正に還付金を受け取るケースが見受けられることから、還付申告法人に対して重点的な調査が実施されているようです。

調査官は多額の消費税還付申告があった法人について、還付理由の解明のための実地調査に着手し、仕入税額控除に過大なものがないかを重点的に調査を行っています。ご案内のように、消費税法では、固定資産等を購入した時点で課税仕入を認識し、売却の時点では売却の損益に関係なく売却収入全額を課税売上と考

調査官はいわゆる固定資産等の購入について、購入先や決済方法等に不自然な点はないかに焦点を絞ってみました。



**調査官** 資産の購入先からの請求書を見せていただいているのですが、請求書の様式が違うものがありますね。

**代表者** そうですか。あまり意識をしたことがありませんので気が付きませんでした。

**調査官** 途中から様式が変わったのであるならば分かるのですが、月によって異なるのはおかしいですよ。

**代表者** ……。

代表者は黙ってしまって話が前に進みません。

**調査官** このままでは内容の確認ができませんので資産の購入先に反面調査を実施します。よろしいですね。

**代表者** ……。

調査官は反面調査を終え、再び会社に臨場しています。

**調査官** 社長、反面調査を行ったところ様式の異なる請求書については、相手方では出した覚えはないと言っています。これはどういうことなのですか？

**代表者** 申し訳ありません。

**調査官** 請求書はどうしたのですか？

**代表者** 特定の月だけ架空の請求書を自分で作成しました。

**調査官** なぜ、そのようなことをしたのですか？

**代表者** 消費税の負担が重荷になっていたので、仕入税額控除を水増しすれば納付をしなくて済むと思い、つい出来心でやってしまいました。

**調査官** これだけですか？

**代表者** ……。

**調査官** 高額なソフトウェアも遠隔地から購入していますね。システムの稼働状況を確認しますので、モニター画面を開いて見せて下さい。

**代表者** ……。

**調査官** 購入先について反面調査をすれば分かることですよ。出来心ではありませんよね。

**代表者** ……。

調査官は内部情報等から調べた結果、ソフトウェアの購入先はペーパーカンパニーであることが判明しました。

**調査官** これは明らかに不正還付行為です。許されるものではありません。

**代表者** 本当に申し訳ありませんでした。



本件については大型の不正還付事案のため、国税局に引き継がれ厳正な調査が行われました。その結果、一部の仕入について原始記録等（請求書等）の保存がなく、課税仕入の内容が確認できないことから、**帳簿保存規定を充足していないと認定**され、それに関わる**仕入税額控除を否認**されています。

【筆者紹介】 牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。



令和8年度版

# 年収の壁

あなたに合った働き方の目安表 (パート編)

自分に合った  
働き方を見つけて、  
賢く働きましょう！



年収

超えたらどうなる？

106万円

## 【社会保険の壁】

5つの条件を全て満たすと、パート・アルバイトも社会保険の加入対象に  
※2026年10月から月額賃金8.8万円が撤廃、また従業員数51人以上も段階的に撤廃  
条件：①勤務先の（雇用保険に加入している）従業員数が51人以上、②週の所定労働時間が20時間以上、③月額賃金8.8万円以上④雇用期間が2ヶ月を超える見込み、  
⑤学生ではない



社会保険

110万円

## 住民税の支払いが発生する

自治体によっては住民税に独自に上乗せ（超過課税）や減税を行っているため  
確認が必要



住民税

130万円

## 【社会保険の壁】

### 配偶者の社会保険の扶養から外れる

勤務先で加入できない場合は、自分で国民健康保険・国民年金に加入し  
保険料を支払う必要がある



健康保険・年金

136万円

## 配偶者控除の対象から外れる

但し、配偶者の合計所得金額が62万円超133万円以下で（年収136万円超～207万円以下）、  
本人（控除を受ける人）の合計所得金額が1,000万円（年収1,195万円）以下の場合、  
「配偶者特別控除」が受けられる



配偶者控除

169万円

## 配偶者特別控除が満額（38万円）から段階的に減り始める

満額が受けられるのは、納税者本人の合計所得金額が  
900万円（年収1,095万円）の場合



配偶者特別控除

178万円

## 所得税が発生する



207万円

## 【所得税の壁】

### 配偶者特別控除が完全にゼロになる



配偶者特別控除



※「年収」は目安です。実際の取扱い、所得の種類や各種控除、勤務先の状況、自治体の制度などにより異なります。  
※制度は変更される場合があります。最新情報は国税庁・日本年金機構・お住まいの自治体のホームページ等でご確認ください。



よき経営者をめざすものの団体 **法人会**



間違い探し『雪姫』の答え  
④ 姫の裾の柄（左下）  
⑤ 綱（中下）  
⑥ 花びら（中下）  
⑦ 影（中下）

パズル・四字熟語の答え  
①…花鳥風月  
②…喜色満面

# 税務行政は「経験則」から「データ活用」へ。

国税庁新システム「KSK2」が本格スタート

令和8年9月24日

## 1 KSKとKSK2とは何か

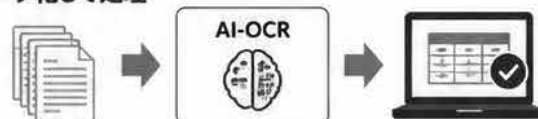
KSKとは、全国の国税局・税務署をネットワークで結び、法人税・所得税・消費税などの申告、納税、調査情報を一元管理する国税庁の基幹システムです。平成13年から全国で運用され、税務行政の効率化を支えてきました。そのKSKの後継システムとして、令和8年9月24日に導入が予定されているのがKSK2です。



## 2 KSK2で何が変わるのか

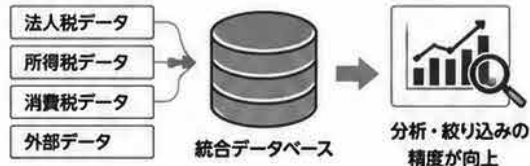
### I 紙で提出された申告書などをAI-OCRで読み取り、データ化して処理

多くの書類で様式が変更となり、新様式では申告書等の控えが廃止され、用紙のサイズもA4版となります。



### II 税目ごとに分かれていた情報を統合し、横断的なデータ管理を実現

過去の申告データや外部データ（金融機関情報など）を全国レベルで統合・分析することが可能となるため、申告漏れの可能性が高い納税者をより精度高く絞り込めるようになります。



### III 税務職員が調査先から「その場でデータベースにアクセス」できるようになる

例えば遠方の取引先とのやり取りをWeb会議システムなどのオンラインツールで行えるようになるので、これまで出張に要していた時間が短縮されて、その分他の調査等に充てる時間を増やすことができます。



## 3 今からできる対策

### I 正確な帳簿の整備

日々の経理処理における数値の変化や、帳簿・証憑・申告内容の整合性を客観的に説明できるようにしておく必要があります。



- ✓ 帳簿の記録
- ✓ 証憑の保管・整理
- ✓ 申告内容の整合性

### II グループ全体の税務管理

個人と法人を分けて考えるのではなく、グループ全体の税務リスクを把握しておくことが重要です。



グループ全体での  
税務リスク管理

掲載している情報は掲載時点のものです。

真面目な企業納税者が集う。だから法人会です。

法人会

# 難局を拓く

## 名言 克己心

経営ジャーナリスト 四井 靖雄

経営の現場では、数字や戦略だけでは測れない局面が必ず訪れる。

市場の変動、顧客の離反、資金繰りの逼迫、組織の停滞。どれも経営者にとって避けて通れない試練であり、時に心を折りかけるほどの重圧となる。

しかし、歴史を振り返れば、難局を突破した経営者の背後には、必ずと言っていいほど「己を律し、己を超える力」が存在している。

克己心は、経営者が最も頼るべき内なる資源であり、名言として語り継がれる言葉の多くも、この精神を核としている。

名言が人の心を揺さぶるのは、単なる美辞麗句ではなく、厳しい現実を生き抜いた者の実感が凝縮されて

いるからだ。

経営者が名言に触れたとき、そこに自らの姿を重ね、再び立ち上がる力を得ることができる。名言は外から与えられる刺激でありながら、最終的には内側に眠る克己心を呼び覚ます触媒となる。

経営者にとって克己心とは、感情を押し殺すことでも、無理を重ねることでもない。むしろ、弱さや迷いを正面から認めたうえで、それでも前に進む覚悟を固める力である。

例えば、苦境に立たされたとき、多くの人は状況のせいにしたくなる。景気が悪い、社員が育たない、取引先が厳しい。だが、名言が教えてくれるのは、環境を嘆く前に、自分がどうあ

るべきかを問う姿勢だ。経営者が自らの在り方を整えたとき、組織は自然と方向性を取り戻し、社員の心も動き始める。

克己心は、日々の小さな選択の積み重ねによって鍛えられる。朝の一步をどう踏み出すか、迷ったときにどちらを選ぶか、苦言を呈されてどう受け止めるか。

経営者の判断は常に組織に影響を与えるため、些細な行動であっても、そこに宿る覚悟が周囲に伝わる。

名言が持つ力は、こうした日常の選択に指針を与えてくれる点にある。短い言葉であっても、経営者の心に深く刺さり、行動の軸を整える。

また、名言は経営者自身の視野を広げる役割も果たす。経営は孤独だと言われるが、名言に触れることで、時代や国を超えて多くの先人が同じ悩みを抱え、同じように苦しみ、そして乗り越えてきたことを知る。これは大きな励ましとなる。自分だけが苦しいのではない、自分もまた挑戦者の

一人なのだと気づいたとき、経営者は再び前を向くことができる。

さらに、名言は組織文化を育てる力も持つ。経営者が心に響いた言葉を社員と共有し、その背景にある価値観を語ることで、組織の方向性が明確になる。社員は経営者の言葉から、何を大切にしていくのかを読み取り、行動の基準を整える。

名言は単なる飾りではなく、組織の精神的な支柱となり得る。

克己心を持つ経営者は、困難を避けるのではなく、困難の中に成長の芽を見つけてくる。名言はその視点を磨くための道具であり、経営者が自らの内側にある力を引き出すための鍵となる。

どれほど厳しい状況であっても、経営者が自分を律し、前に進む意志を持ち続ける限り、道は必ず開ける。

名言はその歩みを支える灯火であり、克己心はその灯火を絶やさないための燃料である。

経営者が奮起する名言は、単なる言葉ではなく、行動

を促す力を持つ。名言に触れたとき、心が震えるのは、そこに自分の未来が映し出されているからだ。

経営者が名言を胸に刻み、克己心を磨き続けることで、どんな難局も必ず突破できる。

経営とは挑戦の連続であり、その挑戦を支えるのは、外部の環境ではなく、経営者自身の内なる力である。名言はその力を呼び覚まし、克己心はその力を現実の行動へと変えていく。

経営者が歩む道は平坦ではない。

しかし、名言が与えられる洞察と、克己心がもたらす覚悟があれば、どんな逆境も未来への踏み台となる。経営者が自らを律し、己を超えようとする姿勢こそが、組織を導き、社会に価値を生み出す原動力となる。

名言はその歩みを照らす光であり、克己心はその光を胸に抱き続けるための力である。経営者がこの二つを携えて進むとき、難局は必ず拓かれる。

晩夏から秋に多く  
活動するクワガタ

# ヒメオオクワガタ



## ヒメオオクワガタとは

黒いダイヤとも呼ばれ、一時期、大型の虫が1000万円で売れた、と話題になったオオクワガタは多くの人がご存じかと思いますが、よく似た名前のヒメオオクワガタというクワガタムシがいるのをご存知の方はあまり多くないと思います。

オスは、オオクワガタに姿は似ていますが、全体的に丸みを帯びた体型をしています。私が子供の頃に観た昆虫図鑑でのヒメオオクワガタの生態は、「山道を歩いている」としか記述がありませんでした。学名は、*Dorcus montivagus* と言いつラテン語でまさに「山道を歩いている」、という意味で、実際昔は、高標高の山道を歩いているのを偶然見つけるしか観察のできない大変稀な虫であったのです。

## ヒメオオクワガタの生態

ところが1900年代の後半に、福島県の高標高地において、ヤナギの木にたくさんヒメオオクワガタが付いて

いるのが偶然発見され、それからヒメオオクワガタを見つけるには、標高1000m以上の山間部のヤナギの木を探す、という観察方法が広く知られるようになりました。そして、その最盛期は一般的なノコギリクワガタやコクワガタが最も頻繁に観られる6～8月初旬ではなく、8月中旬から9月に入ってから、ということがわかりました。

このクワガタムシは、主に写真にありますように、メスが枝先を齧って樹液を出し、そこからの樹液をオス、メスともに吸います。オスとメスが仲良くペアで、メスの齧った部分から出る樹液を吸っている姿もたびたび観察されます（写真参照 写真提供 後藤和洋氏）。



▲ヤナギの木に複数付いている



▲樹上で交尾中の♂♀



▲ヤナギの枝を齧る♀

また、ヒメオオクワガタの幼虫は、高山帯のブナなどの固い朽木に入っていて、主に白枯れの乾燥気味の材を食べています。コクワガタや同じく高山帯に分布するアカアシクワガタの幼虫よりも遥かに固い大木を好みます。



▲朽木の材中にある幼虫

## 神奈川県での生息状況

県内では古くから丹沢山系に広く生息していることが知られていて、箱根では見つかっていないかったのですが、筆者と友人の清水厚男氏が、2003年4月に箱根山にて、ブナの朽ちた倒木中からオスの成虫と幼虫数頭を発見

し業界誌に発表しました。現在、丹沢と箱根のみが生息地となっておりです（日本全国では、千葉県と沖縄県以外の全都道府県に生息が確認されておりです）。

しかしながら、何故か神奈川県では、ヤナギの木などに付いて樹液を吸っている姿はほとんど確認されておらず、多くの人が木に付く姿を観ようと探し回っているのですが、正式な目撃報告は未だ無い状況です。大変不思議です。

## ヒメオオクワガタを探してみよう

今号が発刊される9月は、ヒメオオクワガタが活発に活動する時期になります。ご家族などで高標高の地へ旅行でお出かけになった際には、ヤナギの木を覗いてみてください。ヤナギのほかにもカンバやヤマブドウ、ハンノキなどの木にも付いていることがあります。そして、夜間、灯火に飛来することもありますので、外灯などの下も覗いてみてください。

また、登山が趣味の方は、昔ながらに山道を歩いている



▲路上を歩く♀

ヒメオオクワガタに出会えるかもしれません。  
平地では観られないかわつこいいクワガタムシなのでぜひ探してみてください。

引用・参考文献  
木崎庸雅・清水厚男、2003、  
神奈川県箱根山でヒメオオクワガタを採集、月刊むし、  
(390)・・・72.



▲夜間、明かりに飛来した♂

## 【筆者紹介】

### 木崎庸雅

はこね・おだわら昆虫館 副館長  
日本甲虫学会所属  
神奈川県昆虫談話会会員  
こがねむし研究会会員  
公益社団法人小田原法人会広報委員長



## 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

### カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
  - ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
  - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

### カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

#### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容(※)を、労働者に周知する  
(※)管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対処させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

#### ◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

#### ◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

#### ◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

#### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

### 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

### 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

#### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③求職活動等に関するルール(※)をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

#### ◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

#### ◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

#### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

## 県税の手続きは 電子申告（申請）・電子納付をご利用ください

### ○電子申告・申請（インターネット等で行える各種サービス）

- ・ e L T A X（エルタックス 地方税ポータルシステム）
- ・ 自動車税納税通知書の送付先変更  
※運輸支局等での住所変更手続きが別途必要です。
- ・ 自動車保有関係手続の電子申請
- ・ 納税証明書の交付請求
- ・ 法人設立ワンストップサービス
- ・ 個人が取得した新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額申請

### ○電子納付（QRコード決済、ダイレクト納付など）

以下の税目については電子納付が可能です（税目により対応可能な納付方法が異なります）。

- ・ 個人事業税
- ・ 自動車税
- ・ 不動産取得税
- ・ 法人県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税
- ・ 県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割
- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税

詳しくは、神奈川県ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

県税便利帳



◇問合せ先 小田原県税事務所 管理課

TEL 0465-32-8000（代表）

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。長期のご返済で、利息は固定金利です。この他、ソーシャルビジネス支援資金（7200万円以内）、経営環境変化対応資金（7200万円以内）など様々な融資制度があります。

日本政策金融公庫小田原支店（国民生活事業）融資相談係（ナビダイヤル）0570（041）420

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫  
小田原支店（国民生活事業）からの  
「お知らせ」

### ＜融資制度の概要＞

|      | 一般貸付              | 経営環境変化対応資金                                                              | 新規開業スタートアップ支援資金              | ソーシャルビジネス支援資金                                                                                                             |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ご融資額 | 4,800万円以内         | 7,200万円以内                                                               | 7,200万円以内                    | 7,200万円以内                                                                                                                 |
| ご返済期 | 運転7年以内<br>設備10年以内 | 運転10年以内<br>設備20年以内                                                      | 運転10年以内<br>設備20年以内           | 運転10年以内<br>設備20年以内                                                                                                        |
| 対象者  | 事業を営むほとんどの業種の方    | 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況が悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方 | 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 | 次の1または2に該当する方<br>1.NPO法人<br>2.NPO法人以外であって、次の<br>(1)または(2)に該当する方<br>(1) 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方<br>(2) 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方 |

★審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

また当公庫では「国の教育ローン」もお取り扱いしております。国の教育ローンにつきましては、教育ローンコールセンターまでお問合わせください。  
●教育ローンコールセンター  
0570-0008656  
03(5321)8656

### 税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 場所   | 小田原箱根商工会議所会館6階 東京地方税理士会小田原支部事務局                       |
| 電話   | 0465-24-0195                                          |
| 相談日時 | 毎週水曜日 13時30分～16時 ※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。 |
| 相談内容 | 税務相談・税務書類の書き方指導等。                                     |





## 2006年9月以前の建物は アスベスト調査 が必要です

建物のアスベスト事前調査が  
従業員とお客様の安全を守り、信頼につながります。

**相談 無料** まずはご相談ください!  
**0465-46-8881**

◆小田原鉱石 アスベスト調査・分析  
〒256-0815 小田原市小八幡2-3-6 2階

詳細はこちら



## 宝石の価値を正しく伝える 【ジュエリーの主治医】

小田原で40年以上 ルフランビジュの誠実査定

確かな目で正しく丁寧に査定  
アメリカ宝石学会(GIA) 修了士 常駐

お客様の想いに寄り添います  
スタッフ一同心を込めて対応いたします

お預かりした宝石に新たな命を

**【買取】**  
正しく誠実に  
1点ずつ丁寧に  
鑑定・鑑別  
生前整理の  
ご相談も多数

**【リフォーム】**  
想いをつなぐ  
8,000件以上の  
実績。今風の  
素敵スタイルへ  
お作り替え

**【修理】**  
経験豊かで  
確かな技術  
他店品も大歓迎  
店内工房有り  
安心・親切・丁寧

ジュエリー ルフランビジュ  
☎0465-45-0445  
小田原市中里179-13(巡礼街道沿)



## 図面がなくても、 現物からデータ化できます。

3Dスキャン・3Dデータ化まで一貫対応

**1 現物をスキャン**  
図面のない部品を高精度に測定

**2 3Dデータ化**  
データ作成

こんな課題をご相談ください

☒ 図面のない部品

☒ 特注部品・治具

☒ 廃番・旧型部品

☒ 試作品・設備部品

図面のない現物を、  
次のものづくりにつながるデータへ。

まずはお気軽にご相談ください。  
☎ TEL 0465-46-8531

EXART  
株式会社エクサート  
3Dスキャン・3Dデータ化支援

ウェブサイトはこちら



## 国産総合栄養食

素材も、作り方も、  
安心が見える  
プレミアムドッグフード

まぐろ 小粒

低温加熱製法

株式会社スズキ  
〒250-0218 神奈川県小田原市延清204-3 Tel.0465-38-1002

会員の皆様、会社・お店をPRしませんか！  
掲載は「無料」です！